公　告

諸事項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２６年（フ）第１２７号
福島県田村市船引町横道字日向前22番地
債務者　伊藤　一二
1　決定年月日時　平成26年12月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　若松　克明
4　破産債権の届出期間　平成27年２月12日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年３月11日午前10時20分
6　免責意見申述期間　平成27年２月12日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２６年（フ）第５０４号
埼玉県三郷市彦成３丁目９番４―106号
債務者　竹田　宗司
1　決定年月日時　平成26年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岡本　毅
4　破産債権の届出期間　平成27年１月27日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年２月27日午前10時15分
6　免責意見申述期間　平成27年２月13日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２６年（フ）第９９７号
千葉県市川市鬼越２丁目９番17号
債務者　時田　祐司
1　決定年月日時　平成26年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中村　礼奈
4　破産債権の届出期間　平成27年１月５日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年２月23日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成27年２月16日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第１０３号
青森県黒石市北美町１丁目31番地２、前住所神奈川県横浜市南区榎町１丁目４番地３　ハイムハヤシ202号
債務者　高橋　尚仁
1　決定年月日時　平成26年12月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　三上　雅通
4　破産債権の届出期間　平成27年１月８日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年３月２日午前10時20分
6　免責意見申述期間　平成27年２月17日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２６年（フ）第１００７号
千葉市美浜区真砂５丁目16番６棟202号
債務者　赤尾　順江
1　決定年月日時　平成26年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　本宮　秀樹
4　破産債権の届出期間　平成27年１月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年２月24日午前10時
6　免責意見申述期間　平成27年２月17日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第８２号
千葉県茂原市東郷1301番地２
債務者　松ケ島政司
1　決定年月日時　平成26年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松本　知世
4　破産債権の届出期間　平成27年１月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年２月25日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成27年２月18日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２６年（フ）第２００３号
愛知県半田市乙川稗田町119番地の２
債務者　新美　武志
1　決定年月日時　平成26年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　秋田　智弘
4　破産債権の届出期間　平成27年１月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年３月４日午前10時20分
6　免責意見申述期間　平成27年２月18日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１９１３号
愛知県岡崎市洞町字西奥洞６番地１　ドリームタウンＤ106
債務者　石原　豊
1　決定年月日時　平成26年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊藤　義豊
4　破産債権の届出期間　平成27年１月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年３月５日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成27年２月19日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第２４号
長崎県南松浦郡新上五島町若松郷756番地３
債務者　柏　嘉郎
1　決定年月日時　平成26年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中西　祥之
4　破産債権の届出期間　平成27年１月16日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年２月26日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成27年２月19日まで
長崎地方裁判所五島支部

平成２６年（フ）第６６号
福岡県直方市大字頓野2474番地１、住民票上の住所福岡県直方市大字上頓野2204番地93
債務者　瓜生　敏弘
1　決定年月日時　平成26年12月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小山　明輝
4　破産債権の届出期間　平成27年１月29日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年３月４日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成27年２月20日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２６年（フ）第１９０５号
名古屋市守山区苗代２丁目７番23号、住民票上の住所名古屋市守山区大森１丁目2721番地中町田ビル203号
債務者　大澤　和夫
1　決定年月日時　平成26年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　林　友信
4　破産債権の届出期間　平成27年１月16日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年３月10日午後１時10分
6　免責意見申述期間　平成27年２月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第９８４号
千葉県八千代市島田台941番地の１
債務者　池田　正之
1　決定年月日時　平成26年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　和田はる子
4　破産債権の届出期間　平成27年１月13日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年３月４日午後３時
6　免責意見申述期間　平成27年２月25日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第４４号
京都府福知山市字多保市2517番地の１　グランコートⅡ205号
債務者　菊妻　正考
1　決定年月日時　平成26年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宮本　平一
4　破産債権の届出期間　平成27年１月23日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年３月12日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成27年２月26日まで
京都地方裁判所福知山支部破産係

平成２６年（フ）第１２０２号
大阪市中央区島之内２―８―25　ジョイフル島之内601、住民票上の住所京都市山科区日ノ岡朝田町16番地　ハイツ東山307号
債務者　橋本　正明
1　決定年月日時　平成26年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　玉村　匡
4　破産債権の届出期間　平成27年１月20日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年３月13日午後３時30分
6　免責意見申述期間　平成27年２月27日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係